

第4節 障がい児施策の充実

ア 地域における療育支援体制の整備

〈現状と課題〉

- 障がい児支援の強化を図るため、平成24年4月1日に児童福祉法が改正され、それまで障がい種別で分かれていた障がい児施設は、通所による支援が「障害児通所支援」、入所による支援が「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されました。どこの地域でも、障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制整備やサービスの確保が必要です。
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児（重症心身障がい児のうち医療的ケアが必要な障がい児を含む）が増加しており、県内においても関係機関が連携することにより、医療的ケア児が地域で安心して在宅生活ができるよう環境を整備する必要があります。
- 在宅障がい児の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それぞれの役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目ない支援が受けられる体制づくりが求められます。

〈施策の方向性〉

- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどを行う障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- 医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材の養成を行うとともに、各圏域において、圏域内の資源や人材、地域性等を踏まえ、医療、福祉、保育、教育、行政が連携して、今ある資源等を有効にあるいは開拓するなどして、支援体制の構築を図ります。
- 障がい児に対し、ライフステージに応じた一貫した切れ目ない支援が行われるよう、県及び地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政関係等の連携体制の強化を図ります。
- 市町村において、障がい児が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実が図られるよう、県では専門性の高い相談支援や広域的な支援体制として療育コーディネーターを各圏域に配置し、市町村の取組を重層的にバックアップします。

イ 発達障がいについての支援

〈現状と課題〉

- 発達障がい児・者への支援は、関係する支援関係者も多岐に亘り、その支援手法も様々ですが、それぞれの地域ごとに分野間の役割分担や情報共有、支援の引継等の体制の整備が進められています。ただ、地域資源や人口規模等によ

り、地域間の差が生じています。

- 発達障がい、障がい特性が一見ただけでは理解されにくく、様々な誤解や障がいの発見の遅れ等が生じています。
- 発達障がい診療を行う医療機関が限定されることから、一部の診療機関に受診が集中し、数か月の診療待機者が出ています。

〈施策の方向性〉

- 長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。
- 圏域に市町村サポート・コーチを配置し、市町村関係者の支援技術の向上に取り組みます。
- 長野県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。
- 県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がい児・者のすべてのライフステージにおける切れ目のない支援施策の検討を行います。
- 発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。
- 保育所保育士等を対象とした発達障がいに関する研修会を開催し、保育所等における発達支援を要する児童への対応力向上を図ります。

ウ 特別支援教育の充実

〈現状と課題〉

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の保有率は全国平均以上ですが、専門性の向上に向けて、保有率をさらに高めていく必要があります。

	視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱	全体
長野県	69.4%	47.3%	87.3%	91.8%	84.6%	84.4%
全国平均	61.0%	53.9%	82.3%	81.6%	79.3%	79.7%

(文部科学省 「平成30年度 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要」より)

- 地域の幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から特別支援学校に寄せられる相談件数は増加傾向にあります。それぞれの相談に的確に対応できる地域の相談体制の構築や支援力の向上、支援体制づくりが求められています。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
教育相談件数	21,130	27,215	30,003	31,147	27,999	29,495
前年度比増減	2,732	6,085	2,788	1,144	-3,148	1,496
1校あたりの相談件数	1,174	1,512	1,667	1,730	1,556	1,639

(特別支援教育課調べ)

- 発達障がいの診断等がある児童生徒が年々増加している中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。

発達障がいの診断等のある児童生徒数の推移

(単位：人)

	小学校	中学校	高等学校
27年度	4,206	2,146	804
28年度	4,555	2,352	915
29年度	4,636	2,344	1,099
30年度	5,232	2,627	1,313
令和元年度	5,582	2,823	1,481

注) 小中学校：医師の診断または専門機関の判定を受けている児童生徒数

高等学校：医師の診断のある生徒数

(特別支援教育課調べ)

<施策の方向性>

- 認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設方法を工夫するとともに、採用において免許保有者を対象とした特別支援学校卒を設けるなどの対応を引き続き実施します。
- 特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に出向いての研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。